

職員の退職手当に関する条例及び職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年 7 月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第54号

職員の退職手当に関する条例及び職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第1条 職員の退職手当に関する条例(昭和28年岩手県条例第40号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額) 第3条 [略] 2 前項に規定する者のうち、傷病(地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第84条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。次条第2項及び第5条において同じ。)又は死亡によらず、その者の都合により退職した者(第11条第1項各号に掲げる者を含む。)に対する退職手当の基本額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)~(3) [略]	(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額) 第3条 [略] 2 前項に規定する者のうち、傷病(厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第47条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。次条第2項及び第5条において同じ。)又は死亡によらず、その者の都合により退職した者(第11条第1項各号に掲げる者を含む。)に対する退職手当の基本額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)~(3) [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(職員の再任用に関する条例の一部改正)

第2条 職員の再任用に関する条例(平成12年岩手県条例第77号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
附 則 1 [略] (特定警察職員等への適用期日) 2 <u>地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)附則第18条の2第1項第1号</u> に規定する特定警察職員等(附則第4項において「特定警察職員等	附 則 1 [略] (特定警察職員等への適用期日) 2 <u>厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)附則第7条の3第1項第4号</u> に規定する特定警察職員等(附則第4項において「特定警察職員等」という

」という。) である者については、平成19年4月1日から、改正法による改正後の法第28条の4から第28条の6まで及びこの条例第2条から第4条までの規定を適用する。

3～5 [略]

。) である者については、平成19年4月1日から、改正法による改正後の法第28条の4から第28条の6まで及びこの条例第2条から第4条までの規定を適用する。

3～5 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成27年10月1日から施行する。